

令和8年度八ッ場エリア観光振興支援業務 企画提案要領

1 業務名称

令和8年度八ッ場エリア観光振興支援業務

2 業務目的

八ッ場ダム建設に伴い新たに誕生した八ッ場あがつま湖を中心とした「八ッ場エリア」の認知度や来訪意欲の向上に資する各種施策を実施し、八ッ場ダムや地域振興施設など、八ッ場エリア内の各種観光施設への来訪者数の増加に繋げるとともに、八ッ場エリアの地域経済活性化を目指す。

3 業務内容

仕様書のとおり。

4 予算限度額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・ 応募に要する経費は含まず、提案者の負担となります。
- ・ 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りをお願いします。

5 応募資格

次の条件のすべてを満たしていることとします。

- ・ 委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- ・ 事業執行にあたり、経理処理や事業遂行、その報告等を適切に行う事務管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ・ 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- ・ 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ・ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない

こと。

6 スケジュール

- (1) 募集開始
令和8年5月7日（木）
- (2) 参加申込期限
令和8年5月22日（金） 17時必着
- (3) 質問受付期限
令和8年5月29日（金） 17時必着
- (4) 質問への回答
令和8年6月5日（金）
- (5) 企画提案書提出期限
令和8年6月12日（金） 17時必着
- (6) 書面審査
令和8年6月15日（月）～6月18日（木）
- (7) 委託事業者決定・通知
令和8年6月19日（金）※予定

7 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、参加申込書を提出してください。

- ・ 受付期限 令和8年5月22日（金） 17時必着
- ・ 様 式 様式1による。
- ・ 申込方法 電子メールによる。
※ 件名に事業名を明記してください。
※ 電子メールにより提出後、必ず電話にて連絡願います。
- ・ 提出先 14問い合わせ先に同じ。

8 質問受付

企画提案書の作成にあたり、疑義がある場合は質問を受け付けます。

- ・ 受付期限 令和8年5月29日（金） 17時必着
- ・ 様 式 様式2による。
- ・ 申込方法 電子メールによる。
※ 件名に事業名を明記してください。
※ 電子メールにより提出後、必ず電話にて連絡願います。
- ・ 提出先 14問い合わせ先に同じ。

9 質問への回答

質問に対する回答については、県ホームページ上で公開します。

- ・ 回答日 令和8年6月5日（金）

10 企画提案書の提出

次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ・ 企画提案書表紙（様式3）
- ・ 企画提案書本体（任意様式：A4版）
- ・ 業務実施体制表（様式4）
- ・ 委託費用見積書（任意様式：A4判）
 - ※ 宛先は「ハッ場ダム水源地域対策事務所長 黒澤 友邦」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。
 - ※ 見積額が上記4予算限度額を超えた場合は、失格とする。
- ・ 会社概要パンフレット等事業者の概要が分かる資料
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式5）（※注）
- ・ 法人登記簿謄本（※注）
 - ※ 3か月以内に発行されたもの（コピー可）
- ・ 決算書（※注）
 - ※ 直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分）
- ・ 課税（免税）事業者届出書（様式6）
- ・ 企画提案概要書（様式7）
 - ※ 審査の補助資料とするために企画提案書の要点を1枚にまとめたもの。

※ 県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※ 「令和7年度物品等契約資格者名簿」登載者は、「(※注)」のついた資料は提出不要です。

(2) 提出方法

電子メールによる。

- ※ カラー・白黒問わず、一回の最大添付ファイル容量7MBまでとします。
- ※ 件名に事業名を明記してください。
- ※ 電子メールにより提出後、必ず電話にて連絡願います。

(3) 提出期限

令和8年6月12日（金）17時必着

(4) 提出先

14問い合わせ先に同じ。

(5) 提出書類の取扱い

- ・ 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。
- ・ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。

(6) その他注意事項

- ・ 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは一切認めません。
- ・ 事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合、当該企画提案は無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- ・ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡をいただくとともに、その旨書面にて提出願います。
- ・ このプロポーザルへの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。

1 1 審査

(1) 審査方法

提出された書類を、1 1 (2) 審査基準に基づき審査し、優先交渉者を決定します。審査は書面審査とし、プレゼンテーションは実施しません。ただし、審査をする上で必要に応じて提案内容についてのヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査基準

- ア 目的理解 (事業の趣旨及び仕様書の目的を十分に理解しているか)
- イ 実施内容 (具体的でオリジナリティがあり、十分に実現可能な提案内容か)
- ウ 中長期的視点 (次年度以降につながるような、先を見据えた提案内容か)
- エ 事業実績 (本業務と同種・類似業務の十分な実績があるか)
- オ 実施体制 (十分な業務遂行能力、事業実施体制が確保されているか)
- カ 積算内容 (積算項目、見積金額は妥当なものか)

1 2 審査結果の通知

全応募者に対し審査結果を通知します。また、優先交渉者の決定については、県ホームページ上で公表します。

- ・ 通知日 令和8年6月19日(金) ※予定

1 3 契約

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月25日(木)まで

(2) 契約要件

- ・ 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。
- ・ 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・ 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則群馬県に帰属します。
- ・ 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合において、受託者の損害を補償することはいたしません。
- ・ 要領に定めのない事項又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上定めるものとします。

1.4 問い合わせ先

群馬県県土整備部八ッ場ダム水源地域対策事務所 生活再建係

(住所) 〒377-0801 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町5142

(電話) 0279-68-5511

(FAX) 0279-68-5525

(E-mail) yanba@pref.gunma.lg.jp